

伊予市観光ボランティアガイド活動事業費補助金交付要綱

平成28年3月30日

伊予市告示第57号

(趣旨)

第1条 この要綱は、伊予市の観光の振興を図るため、観光ボランティアガイド団体が実施する観光ボランティアガイドの活動事業に対し、伊予市観光ボランティアガイド活動事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第2条 補助の対象となる団体は、市内にその主たる事務所又は活動拠点を置く観光ボランティアガイド団体とする。

(補助対象経費)

第3条 補助対象経費は、次の各号に掲げる経費とする。

- (1) 観光ボランティアガイド団体の運営に要する経費
- (2) 観光振興のための情報収集及びPR活動に要する経費
- (3) 観光ボランティアガイドの研修及び実施に要する経費
- (4) その他観光ボランティアガイド事業の推進に要する経費

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、毎年度予算で定める額の範囲内において、市長が定める額とする。

(交付申請)

第5条 観光ボランティアガイド団体は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施計画書(様式第2号)
- (2) 事業収支予算書(様式第3号)
- (3) 会則等その団体の概要を示す書類
- (4) その他市長が必要と認めた書類

(補助金の交付決定)

第6条 市長は前条の規定による申請があったときは、これを審査し、適当と認めたときは、必要な条件を付し、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書(様式第4号)により観光ボランティアガイド団体に通知するものとする。

(補助事業の変更承認申請)

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、交付の決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)について、次に掲げる変更が生じるときは、あらかじめ補助事業変更承認申請書(様式第5号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、軽微な場合を除く。
- (2) 前条の規定により補助金の交付決定通知を受けた金額に変更が生じる変更をしようとするとき。

2 市長は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

3 市長は、第1項の補助事業変更承認申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金変更交付決定通知書(様式第6号)により、速やかに補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 第6条又は前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、事業の完了後速やかに、次の各号に掲げる書類を添えて市長に事業の実績を報告しなければ

ばならない。

- (1) 事業実績報告書（様式第7号）
- (2) 事業収支決算書（様式第8号）
- (3) その他市長において必要と認めた書類

（補助金額の確定）

第9条 市長は、前条の実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（様式第9号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第10条 補助事業者は、補助金を請求しようとするときは、補助金交付請求書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、特に必要があると認めるときは、第6条に規定する補助金の交付の決定をした後において、補助金の全部又は一部を概算払することができる。

3 補助事業者は、前項の規定により補助金を概算払により受けようとするときは、補助金概算払請求書（様式第11号）を市長に提出するものとする。

4 補助事業者は、前項の規定により補助金を概算払により受けたときは、第8条に規定する書類を提出した日から10日以内に補助金の精算をしなければならない。

5 市長は、第1項又は第3項に定める請求書を受領したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（目的外使用の禁止）

第11条 補助事業者は、補助金を他の目的に使用してはならない。

（指導監査）

第12条 市長は、補助事業の実施に関して必要に応じて検査し、指示を行い、又は報告を求めることができる。

（交付決定の取消し等）

第13条 市長は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付の決定を取り消し、又は変更することができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱及び補助金交付の条件に違反したとき。
- (2) この要綱により、市長に提出した書類に偽りの記載があったとき。
- (3) 補助事業を中止又は廃止したとき。
- (4) その他補助事業の施行について、不正の行為があったとき。

（財産の管理）

第14条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、補助金の交付の目的に従って適正に管理しなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

3 市長の承認を受けて取得財産等を処分することにより、収入があった場合は、その収入の全部又は一部を市に納入させることがある。

（関係書類の保管）

第15条 補助事業者は、補助事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

伊予市観光ボランティアガイド活動事業費補助金交付申請書

伊予市長

様

申請者

住 所 _____

団体名 _____

代表者 _____

年度において、伊予市観光ボランティアガイド活動事業を次のとおり実施したいので、伊予市観光ボランティアガイド活動事業費補助金交付要綱第5条の規定に基づき、補助金の交付を申請します。

1 総事業費 ¥ _____

2 補助金申請額 ¥ _____

3 添付書類

- (1) 事業実施計画書
- (2) 事業収支予算書
- (3) 会則等団体の概要を示す書類

様式第2号（第5条関係）

伊予市観光ボランティアガイド活動事業実施計画書

実施時期	年 月 日 ～ 年 月 日
事業の内容	

様式第3号（第5条関係）

伊予市観光ボランティアガイド活動事業収支予算書

(単位：円)

収入の部			支出の部		
科目	予算額	備考	科目	予算額	備考

様式第4号（第6条関係）

伊予市指令第 号

(補助事業者)

住所

団体名

代表者

年 月 日付けで申請のあった伊予市観光ボランティアガイド活動事業（以下「補助事業」という。）については、伊予市観光ボランティアガイド活動事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第6条の規定により、伊予市観光ボランティアガイド活動事業費補助金を下記の条件を付して交付する。

年 月 日

伊予市長



記

1 補助対象経費 金 円

2 補助金交付決定額 金 円

3 補助金交付条件

- (1) この補助金は、補助事業の目的以外に使用してはならないこと。
- (2) 補助金の交付決定通知を受けた金額に変更が生じる変更をするときは、速やかに市長の承認を得なければならないこと。
- (3) 要綱又は補助金の交付条件に違反したときは、補助金の交付決定を取り消し、若しくは一部を変更し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を求めらる場合があること。
- (4) 市長が必要があると認めるときは、関係書類を検査し、若しくは報告させ、又は補助事業の執行状況を実地に検査させることがあること。
- (5) 補助事業に係る収入及び支出の帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業終了の年度から起算して5年間保管しなければならないこと。

様式第5号（第7条関係）

年 月 日

伊予市観光ボランティアガイド活動事業変更承認申請書

伊予市長

様

申請者

住 所 _____

団体名 _____

代表者 _____

年 月 日付け伊予市指令第 号で交付決定のあった補助対象事業を下記のとおり変更したいので、伊予市観光ボランティアガイド活動事業費補助金交付要綱第7条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

注) 変更の内容については、変更前と変更後を比較できるように表で示すとともに、必要な書類を添付すること。

様式第6号（第7条関係）

伊予市指令第 号

(補助事業者)

住所

団体名

代表者

年 月 日付けで申請のあった伊予市観光ボランティアガイド活動事業の変更については、伊予市観光ボランティアガイド活動事業費補助金交付要綱第7条第3項の規定により、伊予市観光ボランティアガイド活動事業費補助金を下記の条件を付して、交付する。

年 月 日

伊予市長



記

- 1 補助対象経費 金 円
- 2 補助金交付決定額 金 円
- 3 その他については、年 月 日付け伊予市指令第 号による交付決定通知のとおりとする。

様式第7号（第8条関係）

年 月 日

伊予市観光ボランティアガイド活動事業実績報告書

伊予市長 様

（補助事業者）

住所
団体名
代表者

年 月 日付け伊予市指令第 号で補助金交付決定の通知があった
伊予市観光ボランティアガイド活動事業について伊予市観光ボランティアガイド活
動事業費補助金交付要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

実施時期	年 月 日 ~ 年 月 日
実施場所 及び 事業内容	
事業効果	

様式第8号（第8条関係）

伊予市観光ボランティアガイド活動事業収支決算書

(単位：円)

収入の部					支出の部				
科目	予算額 (A)	決算額 (B)	比較 (A)-(B)	備考	科目	予算額 (C)	決算額 (D)	比較 (C)-(D)	備考

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

収入決算額 (B) - 支出決算額 (D) = 収入残額

円 - 円 = 円

様式第9号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

伊予市長 印

伊予市観光ボランティアガイド活動事業費補助金額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった 年度伊予市観光ボランティアガイド活動事業については、審査の結果、適当と認めたので、伊予市観光ボランティアガイド活動事業費補助金交付要綱第9条の規定により補助金の額を確定したので通知します。

補助金の確定額 金 円

年 月 日

伊予市長 様

（補助事業者）

住所

団体名

代表者

伊予市観光ボランティアガイド活動事業費補助金交付請求書

年 月 日付け伊予市指令第 号により補助金の交付決定を受けた伊予市観光ボランティアガイド活動事業について、次のとおり伊予市観光ボランティアガイド活動事業費補助金交付要綱第10条第1項の規定により補助金の交付を請求します。

1 事業名

2 請求額

円

3 振込先

金融機関名	
口座種別	
口座番号	
(フリガナ) 名義人	()

年 月 日

伊予市長 様

(補助事業者)

住所

団体名

代表者

伊予市観光ボランティアガイド活動事業費補助金概算払い請求書

年 月 日付け伊予市指令第 号により補助金の交付決定を受けた伊予市観光ボランティアガイド活動事業について、次のとおり伊予市観光ボランティアガイド活動事業費補助金交付要綱第10条第3項の規定により補助金の概算払いを請求します。

1 事業名

2 請求額

円

3 振込先

金融機関名	
口座種別	
口座番号	
(フリガナ) 名義人	()